

意見・提案シート

◆本審議会の検討内容（今回・次回以降）についてご意見・ご提案がありましたら、以下にご記入の上、公民館本館庶務係にご提出ください。次回開催の10日前に届いたものは、本審議会では資料として配付します。

第37期小金井市公民館運営審議会 第14回審議会に

対する意見・提案シート 別紙3頁を提出します。

提出日 2025 年 3 月 24 日

氏 名 菅沼 七三雄

※原文のまま配付しますので、氏名についても公開の対象となります。無記名の場合は参考資料として委員に配付し、インターネット等での公開は行いません。

(送付先)

小金井市公民館本館 庶務係 担当：諏訪

〒184-0004 小金井市本町2-15-11 連絡先：042-383-1184

FAX：042-387-1226 E-mail：k020401@koganei-shi.jp

第 37 期小金井市公民館運営審議会第 14 回審議会に対する意見提案シート

令和 7 年 3 月 2 4 日 菅沼 七三雄

1 第 4, 5, 9 回審議会に対する意見提案シートを提出しましたが、公運審の席上で取り上げられたことはない。どのように取り扱われているのでしょうか？

2 公民館の使用料に関する考え方

「公民館使用料の有料化」に関する提言（令和 6 年 5, 6 月に白井市長、大熊教育長に提出）に、考え方を示しています。渡辺公民館長にも渡してありますが、今回、再度、添付します。

* 今日まで、公民館の使用料は無料であり、教育委員会発行の「小金井市中長期計画」でも無料となっているが、なぜ、この時期に有料化するのか、その背景、根拠についての公民館としての考え方について、意見交換の場を設けてください。

3 公民館活動と受益者負担の考え方について

・ 公民館は、社会教育施設として、自治体、行政が保障しており、ここでの活動は、だれでもが、自由に利用することができ、公民館は「つどい、学び、つながる地域の拠点（ひろば）」として、広く市民に開放されています。そして、地域の人々誰もが集い、学ぶ事により、人と人とのつながりができ、地域を住みやすくしています。

したがって、限られた特定の人が受益した場合に適用される受益者負担の考えは該当しないと考えます。

また、上記に加え、教育の持つ高い公共性とすべての国民の教育を受ける権利から、次項を除き、本来の公民館活動は、無料のままとすべきです。

・ ただし、提言書の（4）に述べた如く、本来の公民館活動の目的から逸脱した活動については、今回整理し、有料とすべきと考えます。

* 上記考え方に対する公民館としての考え方について、意見交換の場を設けてください。

4 現在、行われている「公民館活動団体における事例検討」は、判断が分かれる、大変難しい作業ですが、地方自治法第 2 4 4 条（公の施設）第 3 項「普通地方公共団体は、住民が公の施設を利用することについて、不当な差別的な取り扱いをしてはならない」に抵触しないように、慎重に進めてください。

また、もし、今後基準が作られ運用されるときには、市民の誰でもが、自分の団体がどの範疇に属するか明確に判断できる、簡易な公共性のある基準を作成ください。

大熊教育長様

「公民館の有料化」に関する提言書

令和6年6月12日

公民館のあすを考える会

代表 倉橋 良子

第37期第4回小金井市公民館運営審議会に提出され、協議中の「公民館の有料化スケジュール」(案)について、以下のごとくに提言します。

1 公民館使用料を無料とする根拠

(1) 法律での規定では

憲法、教育基本法、社会教育法において、すべての国民の基本的人権であるひとしく教育を受ける権利すなわち学習権は保証されています。

*参考資料：次ページに示す

(2) 令和3年:教育委員会発行の「小金井市公民館中長期計画」では、

- ① 公民館は、憲法、教育基本法、社会教育法で保障されている学習権、すべての国民が等しく教育を受ける権利を実現するための社会教育施設です。
公民館は、学びを通じて地域課題解決活動等が市民により主体的に行われており、従来の考えどおり無料とします。
- ② 未利用時間については、規定を作り、有料での使用を認めます

2 当会の考え方と提言

- (1) 上記三つの法律により規定されている、すべての国民がひとしく教育を受ける権利は、国民の基本的な人権です。そして、教育の持つ高い公共性とすべての国民が、ひとしく教育を受ける権利から、無償としてきました。
また、令和3年度教育委員会発行の小金井市公民館中長期計画でも、上記流れを汲み、無料としており、この考え方は踏襲すべきと考えます。
- (2) 公民館の有料化を実施すると、社会的に弱い立場にある高齢者等の市民が、公民館活動から離れていく恐れがあり、これは、憲法の基本理念に反する。
- (3) 今回提案されている「公民館の有料化」(案)は、上記法律の変更のない中で、従来の方向を大きく変更するものです。市民が納得する変更の根拠を示し、法律への対応を明確にすべきである。

(4) 現在、公民館で行われている諸活動のうち、塾まがい等の本来の公民館の活動の目的から逸脱している活動は、峻別し、社会教育の対象から除外し、今後、有料としても良いのでは。

また、公民館利用の空き時間は、有料で貸しても良いのでは。

以上

(参考資料)

憲法・第二十六条

すべての国民は、法律の定めるところにより、その能力に応じて、ひとしく教育を受ける権利を有する。②すべて、国民は、法律の定めるところにより、その保護する子女に普通教育を受けさせる義務を負う。義務教育はこれを無料とする。

教育基本法・第4条

すべて国民は、ひとしく、その能力に応じた教育を受ける機会を与えなければならない、人権、信条、性別、社会的な身分、経済的地位、または門地によって教育上差別されない

社会教育法・第三条

(国及び地方公共団体の任務)

すべての国民があらゆる機会、あらゆる場所を利用して、自ら実際生活に即する文化的な教養を高めるような環境を醸成するように努めなければならない。

2 国民の学習に対する多様な需要を踏まえ、これに適切に対応するために必要な学習の機会の提供及びその奨励を行う。